

平成28年第1回由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成28年1月27日（水）14時00分

2. 場 所：挾間庁舎 4階 大会議室

3. 出席委員 30名

会 長 17番 縣 次男

副 会 長 23番 小野 七郎

25番 栗林 睦和

委 員

1番大澤 英之	21番衛藤 由澄	31番大塚 弘士	
2番加藤 正信	12番田中真理子	22番佐藤 高信	32番山月 憲昭
3番佐藤有太郎	23番小野 七郎	33番甲斐 善馬	
	14番田中 俊行	24番佐藤 靖司	
5番坂本 成一	15番首藤 勝磨	25番栗林 睦和	35番後藤 義昭
6番安部 義浩	16番梅木 敏弘	26番二宮 正男	
7番佐藤 義男	17番縣 次男	27番溝口 正剛	
	18番加藤 康男	28番庄野 誉	
9番後藤 慶子	19番佐藤 邦政	29番佐藤 圭介	
10番佐藤 勝規	20番那須 紀子	30番佐藤千代信	

4. 欠席委員

4番利光 末子	8番吉廣 順一	11番廣瀬 啓治	13番佐藤 幸市
34番小山 豊康	36番穴井 幸男		

5. 議事日程

(1) 出席確認（事務局長）

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告

②農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議

③農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議

④農地法第4条の規定による許可申請の審議

⑤農地法第5条の規定による所有権設定の許可申請の審議

⑥非農地証明の発行の審議

⑦農業振興地域整備計画の変更についての審議

(4) その他

・農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集に係る経過報告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、次長 日野正美、主幹 大嶋陽一

7. 会議の概要

出席者報告 出席委員36名中、30名の出席となります。会議規則第8条により総会が成立していることを報告します。

会長挨拶

議 長

それでは本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間といたしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。したがって会議は本日1日間と決定しました。

次に会議録署名人の2名を指名します。本日の会議録署名人は、議席番号「16番梅木敏弘」委員さんと「18番加藤康男」委員さんの2名にお願いします。よろしくをお願いします。

次に採決についてお諮りします。これから採決します日程第1から第7までのすべての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議はありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、只今より会議規則第7条による議案審議を行います。それから、農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員さんは、退席をすることとなっていますのでよろしくお願いします。

○日程1「農地法第18条の規定による合意解約通知について」

(議案1号 1件)

議 長

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知について事務局説明をお願いします。

事 務 局

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知について議案朗読説明

議 長

議案1号につきましては、報告ということで了承いただきたいと思います。

○日程2「農用地利用集積計画の決定について」

(議案2号～10号 9件)

議 長

日程2、農用地利用集積計画の決定について事務局説明をお願いします。

事 務 局

日程2、農用地利用集積計画の決定について議案朗読説明。

議案2号から10号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてい

ると考えます。

議 長

議案2号から6号は利用権、継続設定の案件です。

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議案7号、8号について、貸付人が同一ですので、続けて説明をお願いします。

議席番号35番後藤 義昭委員より説明をお願いします。

35番後藤 義昭委員

貸付人の小川さんは、私の家の前にも田んぼをもってありますが、田んぼをたくさん持っており、誰か買ってくれる人がいないかと以前より相談を受けておりました。親父さんが亡くなってから30年ほどたちますが、本人は農業をやったことが一切ありませんし、奥さんの具合がよくないので、田んぼの管理まで本人はできない状況です。それで、たくさんある田んぼは誰かにみな貸しているような状況です。南さんと後藤さんに貸すことについては、何も問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。どなたか質問はありませんか。

19番佐藤 邦政委員

借受人の経営面積が載っていないんですが、借り受けるにあたっての農機具等の状況とかは大丈夫なんでしょうか。

35番後藤 義昭委員

この田んぼは私の家から見えるんですが、農機具とか持ってるかどうかはわかりませんが、現在は小麦を植えている状況です。南さんも後藤さんも悪い人ではないと思います。

議 長

南さんと後藤さんの経営面積を尋ねられたんで説明をお願いします。わからなければ事務局の方で補足をお願いします。

事 務 局

経営面積は載っておりません。これまでは経営はしておりませんでした。農機具等については委員さんもわからないという状況のようですが、これまではリースしていたかどうかわかりませんが、現在は農機具を利用できる状況はありまして、既に耕作はしておりますので、心配はいらないと考えております。

議 長

佐藤委員さん、よろしいでしょうか。

(はい)

他にご意見はないでしょうか。

(ありません。)

議案7号、8号について、承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案9号について、議席番号15番首藤 勝磨委員より説明をお願いします。

15番首藤 勝磨委員

貸人の小野さんは、80歳を越えて高齢であり、旦那さんも早くに亡くしておりまして、10年以上、近くの人に田んぼを作ってもらっていましたが、その方も高齢になり、もう作れないということで田んぼを返されたわけです。受人の山路さんはこの近くで10軒以上の田んぼをしっかりと耕作している方で、山路さんもこれ以上は作れないという中で、近くの田んぼを荒らすわけにいかないということで、仕方なく引き受けたようであります。特に問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案10号について、議席番号28番庄野 誉委員より説明をお願いします。

28番庄野 誉委員

貸付人と借受人は夫婦でありまして、年齢もいっていますが、昨年の10月に一人息子が亡くなりまして、今回、農業者年金の関係がありまして、経営の主体を奥さんに変更するものであります。二人とも元気であり、作業は今まで通り行っているようです。先月の農業委員会で耕作面積の半分以上を貸し付けているようであります。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程3「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案11号～15号 5件)

議 長

日程3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について朗読説明。

議案11号から15号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長

議案11号、12号について、受人が同一ですので、続けて説明をお願いします。

議席番号35番後藤 義昭委員より説明をお願いします。

35番後藤 義昭委員

受人の佐藤さんとの前現地を見に行ってきました。農地の管理状況が非常によくて、この人なら大丈夫という印象を受けました。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案13号について、議席番号16番梅木 敏弘委員より説明をお願いします。

16番梅木 敏弘委員

渡人の眞玉さんは、東京都に住んでおられて、高齢でありもう管理ができないから、この際、売却をしたいという意向でありました。隣地の所有者の大久保さんに買ってほしいという話があったようです。それがこの度まとまったということでもあります。大久保さんは1ha程度の耕作をしており、農機具等も揃っておりますので、何ら問題はないと思います。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案14号について、議席番号13番佐藤 幸市委員が欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事務局

渡人の杉崎さんは、既に直野内山からでておられて、現在は畑田に住んでおり、農地を管理するのに苦慮しておられて、受人の川野さんは繁殖牛を肥育する大規模農家であり、農地を管理するうえで問題はないと聞いております。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案15号について、議席番号11番廣瀬 啓治委員が欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

受人は福岡県に在住しておりますが、26年7月許可で今回の申請地の周辺農地約1haを手に入れておりまして、現在まで適正に管理してきております。今回の申請地が前回買った農地の間にありまして、有害鳥獣対策で金網等を張ったりする関係で、この農地を購入し一括管理していきたいということのようです。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程4「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案16号 1件)

議 長

日程4、農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程4、農地法第4条の規定による許可申請の審議について議案朗読説明

議案16号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案16号について、議席番号28番庄野 誉委員より説明をお願いします。

28番庄野 誉委員

1月14日に現地を確認しました。地図の3ページを見ていただくとわかると思いますが、申請地は昔の取付道を利用して広くし、車等が入れるように計画されております。周辺農地にも影響はなく、必要最小限の転用であると考え、問題はないと思います。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により許可相当と認めます。

○日程5「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案17号 1件)

議 長

日程5、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、1件あります。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程5、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議について議案朗読説明
議案17号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、
問題ないと考えます。

議 長

議案17号について、議席番号32番山月 憲昭委員より説明をお願いします。

32番山月 憲昭委員

図面は7ページから、この土地については平成6年に転用の許可がでておりますけれども、
住宅が建っていないということでの再申請のようです。周りは既に住宅地となっております
から問題はないと考えます。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により許可相当と認めます。

○日程6「非農地証明の発行について」

(議案18号～22号 5件)

議 長

日程6、非農地証明の発行について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程6、非農地証明の発行について議案朗読説明

議案18号から22号は、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題
はないと考えます。

議 長

議案18号について、議席番号32番山月 憲昭委員より説明をお願いします。

32番山月 憲昭委員

先ほどの議案番号17号と関連があります。既に許可済みの農地であり、非農地化して

いる状況にありまして、非農地であると確認いたしました。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案19号から21号について、申請場所が隣接したところですので、続けて説明をお願いします。

議席番号35番後藤 義昭委員より説明をお願いします。

35番後藤 義昭委員

申請地は凸凹しており傾斜地でもあります。整地して農地にするにはかなりの時間と労務がかかるので、非農地とした方がよいと思います。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案22号について、議席番号31番大塚 弘士委員より説明をお願いします。

31番大塚 弘士委員

写真を見ていただくとわかりますが、周辺は竹林となっており、申請地も20年ほど耕作しておりませんので畑の中に(竹が)入ってきている状況であり、この後に地区の施設を建てようという話もあります。20年以上放置してきた土地であり、農地としては今後利用できないと思います。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

続きまして日程7ですが、ここで5分間の休憩をいたします。

○日程7「農業振興地域整備計画の変更について」

(10件)

議 長

日程7、農業振興地域整備計画の変更について、10件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程8、農業振興地域整備計画の変更について議案朗読説明
詳しい説明については、農政課の方からいたします。

農政課担当

農政課の担当より説明

議 長

箇所番号1の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号2の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号3の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号4の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号5の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号6の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号7の編入について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号8の編入について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号9の用途変更について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号10の用途変更について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了しました。ご協力ありがとうございました。